議事日程

平成23年3月10日(木曜日)午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第3号議案 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部

改正について

第4号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少

及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第5号議案 幸田町税条例の一部改正について

第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

第8号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第9号議案 西三河地方教育事務協議会設置する市町の数の減少及び西三河地方

教育事務協議会規約の変更について

第10号議案 財産の取得について (はしご自動車30メートル級)

第11号議案 町道路線の設定について

第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算

第18号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計予算

第19号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第20号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第21号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算

第22号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第23号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第24号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計予算

第25号議案 平成23年度幸田町水道事業会計予算

日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 浅 井 武 光 君 2番 酒 向 弘 康 君 3番 大 嶽 弘 君

4番 池田久男君 5番 水野千代子君 6番 足立嘉之君

7番 鈴木博司君 8番 山本隆一君 9番 杉浦 務君

10番 鈴木修一君 11番 大須賀好夫君 12番 内田 等君

13番 丸山千代子 君 14番 伊藤宗次君 15番 夏目一成君

16番 鈴木三津男 君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

时 長 大須賀一誠君 副 町 長 成瀬 敦君総務部長 新家道雄君 健康福祉部長 伊澤伸一君参 杉浦 護君 環境経済部長 松本和雄君会計管理者 鈴木政巳君 土 木 課 長 山本幸一君都市計画課長 鈴木富雄君 下水道課長 清水 宏君教 育 長 内田 浩君教育部長 牧野良司君消 防 長 酒井利津夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長鈴木久夫君

○議長(鈴木三津男君) 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(鈴木三津男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様13名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(鈴木三津男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 内田 等君、 13番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(鈴木三津男君) 日程第2、第3号議案から第11号議案の9件と第17号議案から第25号議案の9件、合わせて18件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、 質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる 御答弁をお願いいたします。

9日の本会議で第18号議案まで質疑は終わっております。

よって、本日は第19号議案からにかかわる質疑から行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 国民健康保険特別会計の加入者世帯数と加入者数についてお答え いただきたい。

次に、所得割の引き上げによって加入者への負担というのがどのようになるか、モデルケースで示していただきたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 1点目の世帯数等でございます。予算算定上世帯数4,6 50、被保険者数8,950で算定をしております。なお、介護保険の世帯については 2,355でございます。

それと、モデルケースでございます。前提条件といたしまして、30代の夫婦と子供が1人の3人世帯を想定をしております。

したがいまして、介護分は算定に含まれないということでございますので、お願いを いたします。

固定資産税額が3万円で、総所得金額が300万円の世帯ということで申し上げたい と思います。

まず、この世帯の場合、1世帯当たりですと、改正前が27万7,000円、これが 改正後29万7,600円となりまして、2万600円増額となります。

そして、被保険者1人当たりでは、改正前が9万2,300円ほどでございますが、これが9万9,200円ということで、6,800円ほどふえてくると、こういうことになります。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 算定モデルケースの中で、資料の中で2ページに、これは国保税を引き上げる単行議案の中での説明の中で示されているわけでありますけれども、すべてこの出されたモデルケースは、30歳代の夫婦と子供1人の3人家族の場合、この所得の変化によってこのようになるというものでありますけれども、それで、今現在、国保加入者の中で、この階層別といいますか、所得割別でこの所得金額別に階層というのは出されておられるかということであります。

それから、今度、改正が行われるとして、限度額の大幅引き上げ、現在68万円が国のほうの改正があれば77万円、これは幸田町がどうするかはまだ見込みがわからないわけでありますけれども、例えばそれを引き上げるとした場合、所得の高いほうから応分の負担をと、こういうことを昨日の質疑の中でも言われたわけでありますけれども、これが幸田町の加入者にとってどのように負担が強められてくるのかと、そういうのが見えてこないわけですよね。

モデルケースの中では、このように出てきているわけでありますけれども、この限度額に近い、あるいはこの所得金額でも収入ではないわけでありますので、いろいろ変わってくるということからすれば、現在、国保加入者の中でどのように収入の分布があるのかということで、そういう統計をとっておられるかどうかお尋ねしたいというふうに

思うんですけれども、要するに低所得者世帯がどれぐらいの負担がかかってくるのかということを伺いたいわけでありますので、その辺のところ、もう少しわかりやすくお答えがいただけたらと思うんですが。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 所得階層別の世帯数ということでございます。確定した資料ということで、平成20年分で申し上げたいと思います。

無所得が18.5%、それで33万円未満が5.7%、あといろいろあるわけですが、ちょっと多い階層を申し上げますと、100万円から150万円が11.5%、150万円から200万円が12.3%、200万円から250万円が9.3%、250万円から300万円が7.4%、300万円から400万円が9.6%となっております。ちなみに、700万円以上という世帯は4.2%となっております。

これがどういう影響があるかということでございますけれども、所得割のある方、基礎控除が33万円が基礎控除でありますので、33万円以上の所得のある方については、今回、改正をお願いしました0.77%、所得に対して税が発生をしてまいるということでございます。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 今の実態からすれば、平成20年とはいえども低所得者層が多く 加入をするのが、この国保加入者の実態だということがうかがえたわけであります。

そういうことからしますと、収入が減って所得割分が減るから、さらに今度は 0.7 7% アップするよということからすれば、より低所得者層に負担が多くなってくるということがうかがえるわけでありますけれども、この引き上げによって低所得者層により重い国保税となってかかってくる、こういう実態で理解をしてよろしいかどうか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 議員がおっしゃられる低所得者の範囲がどこまでかちょっとよくわからんわけでありますけれども、33万円未満の所得の方につきましては、今回は応益割を上げておりませんので、負担が変わりません。

財源不足が明らかでございますので、この財源を応益割に求めるとしたら、この33万円以下の所得の方にも負担増をお願いをしていかなければならないと、こういうことでございますので、私どももいろいろ迷った末に、所得割のみで今回はお願いをしていくと、そういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 平均的に生活が営める収入というのが、大体400万円ぐらいでないと、収入ですよね、400万円ぐらいなければ、これが平均的な生活が営めないと。ところが今、働き方が変わってきて、そうした収入さえ確保できないという世帯がどんどんどんがあるできている。そういう中で、この所得金額が200万円というのは、収入で言えばどれぐらいの収入に当たるのかということでございますが、現在、幸田町の加入者の中で言えば、一番多い世帯というのが100万円から150万円、そして150万円から200万円まで、250万円、ここのところにより多くの人たちが加入をされているのが、今のこの国保特別会計の実態だということが先ほど言われましたよね。

ですから、そうした世帯には、これは明らかに所得割がかかってくるわけです。

先ほど言われましたのは、この33万円未満、これは係らないわけですから、比較の対象にならない。ところが、所得金額がそれ以上になると、所得割がかかってくるわけですから、これは低所得者の実態がどれぐらいを言われるかわからないと言われましたけれども、しかし今の平均的なこの国保加入者の世帯を見ると、低所得者層がより多く加入をしてきているというのが実態としてこの中からも明らかになってきていると思うわけですよね。

ですから、その辺で、所得金額でははかり知れない、見えてこない部分が収入金額としてあらわれてくるわけですので、そういう点からすれば、この所得金額が100万円の世帯が十分平均的な生活が営める世帯になるのかということであります。そうした世帯にも増税となってはね返ってくるということでございますが、どうでしょうか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 所得が200万円の場合の収入ベースでありますけれども、 ちょっと詳しくは資料で持っておらんわけでありますけれども、給与所得者では、恐ら く280万円ぐらいの方が給与所得200万円に相当するぐらいだろうというふうに思 うわけであります。

今おっしゃられるように、そういう収入の少ない方々にも負担を求めていかなければならないという、これもどこかで、4項目あるわけでありますけれども、所得割、あるいは資産割、均等割、平等割、四つのどこかで負担を求めていかなければならないということでありますので、そうしたときに、今おっしゃられる一番所得の少ない方々に影響が出ないということで、少ない収入の中からかもしれませんけれども、もう少し御負担をお願いをするというものでございます。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) ここの2ページの中にありますけれども、階層で言えば、7割軽減世帯と2割軽減世帯というのが適用欄に書いてあるわけですが、現在、幸田町が法定減免でやっているのが、7割・5割・2割軽減ということでありますけれども、この5割軽減というのは、これは実施されていないということですか、それとも対象者がないということでしょうか、どうなっているかをお尋ねしたい。

それから、今、国のほうでは、今までは応益・応能割負担を50対50にということで、幸田町もそのように割合を求めながら、そして7割・5割・2割軽減というものを実施をしてきたわけでありますが、それが50対50にしなくても6割・4割軽減もできると、こういうような国の方向も出されてきたわけですし、また7割・5割・2割軽減ができるというような方向も出してきておりますので、そうした扱いというのは、より低所得者層の負担を軽くしていくために法定減免を実施できる、その辺をどう研究されてきたか。

これは、前年度のときにも質疑の中で求めてきましたよね。そしたら研究していくと、 こういうことを言われてきたわけでありますけれども、そのあり方についてはどういう ふうに施策として反映させていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、要求資料の中の5割軽減の表記がないということでありますけれども、5割軽減につきましては、所得金額から33万円と、それから被保険者1人当たり24万5,000円を加算をした額以内の所得であれば5割軽減がかかるわけでありまして、そういう所得の方には5割軽減を適用しております。

たまたま、この資料でお示しをいたしました100万円、200万円という、3人世帯では100万円では2割軽減に該当すると、こういうことで、これが例えばもう1人被保険者がふえておったりとかすると、5割軽減に該当する場合があります。

ということで、この区分で見ていくと、5割はないということでありますので、実際には5割軽減は適用しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、応益・応能割合の関係でございます。議員御指摘のように、国は従来、45から55の間でないと基盤安定上の7割・5割・2割軽減を認めていただけませんでした。それも、おっしゃられるように、基本、50対50でなくても、それは7割・5割・2割は基盤安定で認めていきますよというふうにしていただきました。

この7割・5割・2割の導入がされたときに、応能・応益割合の50・50という基本線が示されたわけでありますけれども、これが過去にはいろいろな税の体系がありました。例えば、本町の場合ですと、応能が7割以上確かあったかと思います。この7・5・2が出る前は。そういうことで、その当時の改正については、応益割合を上げていくということで、順次、45以上に上げてきた、そういう経過があるわけであります。

そういうこと等もかんがみまして、今回、この基盤安定上の7割・5割・2割が応益 割合に関係なしに認めていただけるということでありますので、税としてはより御負担 をお願いをするのに、先ほど申し上げた4項目の中で、どの部分で負担を求めるのがい いか、そこを考えてきたということで、今後については、さらにまだまだ研究していく 余地があろうかと思いますけれども、今回はこの部分が一番ベターだということでお願 いをしておるわけであります。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) そうしますと、この今までどおりの50対50に近いところの中での法定減免制度でやっていくよということで落ちついたということでしょうか。それとも、応益割合をもう少し引き下げて、そして応能割をふやしていくと、こういう方向ではなくて、従来どおりのやり方で法定減免制度を適用していくというので落ちついてやっていくよということですか。
- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 今回の改定に限ってということで、さらに今後のあり方に ついては、まだまだ医療費が増嵩してまいりましたら、またお願いをしていかないとい けない、そういう時期も来ようかと思います。今の医療の水準と負担の水準では、結果 として所得割で負担を求め、その結果、応能・応益割合が5割・5割に近い、そういう 内容であったということであります。
- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 再度確認をしたいというふうに思いますが、この予算の中では、 この応能・応益割合は何対何で算定をされたか、確認をしたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 応能・応益割合であります。応能が43.2、応益が46. 8でございます。
- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 町民の収入が減った。減ったことによって、その国保の収入も減りました。これは当たり前ですよね。減ったから増税しますよという、極めて安易な考え方。そうした中で、あなた方が言ってきたのは、従来から入れてきた一般会計からの繰入金5,000万円ふやしましたよと、こういうことです。

そのことによって、1億から出ておりますけれども、予算の概要の説明書でいきますと、対前年比でいきますと1,144万4,000円、これだけふえただけなんですよね。内書きの中で、その他繰り入れが1億500万円ですよと、こういう内容になっております。

そうしたときに、じゃあ今まで入れてきた5,000万円、今回新たに5,000万円 追加して、1億だということですが、これは1世帯当たりにしますと、保険料換算でど のぐらいになりますか、保険税換算でいきますとどのぐらいになりますか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、その他繰り入れの関係でありますが、これにつきましては、昨年の予算との関係で申していきますと、昨年といいますか、22年度は、事務費繰り入れでシステム改修等の経費で4,400万円ほど繰り入れをしております。この部分が23年度は減りますので、ここで3,400万円減額になってまいります。それから、出産育児も500円ほど減ってまいります。財政安定化支援の繰り入れも80万円ほど減ってまいるということがあります。

それと、さらに従来、幸田町独自のルールとしておりました旧住所地特例に係る医療費の分が22年度は1,800万円ほどあったわけでございますけれども、これは被保険者の減少で500万円ほどに減るであろうと、もうほとんど影響がないであろうということで、ここで1,300万円減っております。

そういうことで、何やかんややりまして、今回、5,000万円、さらに増額をお願いしておるわけですけれども、足したり引いたりがありますので、議員御指摘の金額になっております。

この財政援助としては、きっちり5,000万円上積みをしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、繰り入れが1世帯当たりでどうなるかと、こういうことでございますけれども、私どもが昨日も申し上げましたが、財政、一般会計からのその他繰り入れにつきましては、1,000万円繰り入れをいたしますと、被保険者1人当たり大体1,100円ぐらいの効果になっていくわけでありまして、そこら辺を目安にお願いをしていきたいと思います。

○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 数字を言ったから、後は自分で勝手に計算せよと、あなたの答弁は そうですよね。

私が質問したのは、5,000万円繰り入れをしましたと、確実に増加しとりますと。 増加したと言うなら、1人当たり、1世帯当たりどれだけだ。それは、1人当たり1, 100円で、後は自分で計算せよと、こういう答弁がまかり通るのか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(伊澤伸一君) 失礼いたしました。5,000万円に対しまして、1世帯 当たり1万752円になります。5,586円でございます。
- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そうしたときに、町の繰り入れは5,000万円確実に増額いたしましたよと。町も入れたから、これは痛み分けだと、加入者と町と痛み分けして、6,000万円、住民に負担かけますと、そんな痛み分けがあるのか。住民は今でも痛い、痛いと、それでも耐え忍びながら国保税を払っとって、我のところの、あなたたちが収入減らすもんだから、町の税収も減っちゃったと、国保税の税収も減っちゃったと。減った分、全部かぶせるのはいかんから、痛み分けしましょうと。これが政治なのかと。こんなの政治じゃないわけだ、計算すればすっと出てくるわけだ。

政治なり行政というのは、主権者や主人公である住民の暮らしがどういう暮らし向きになっているのかと、そのためにどういう知恵を働かしたらいいのかというのが原点でしょう。そうしたときに、痛み分けですよと。さらなる増税をしましょうよと。6,00万円増にしましょうと。所得割を中心にして110.8%、眼には見えないけれども、資産割が負担調整で3%実質増になりますと。こういう形でどんどん荷重負担をかけたらどうなりますかということですよね。

そうした中で求められてくるのは、法に基づいた、あるいは条例に基づいた軽減をどれだけ充実をさせて、苦しい生活を少しでも支えていく、こういう施策の展開がなければ、痛み分けの政治でわしたちはよしだと、善政をやっとる、いい政治をやっとる、痛み分け政治であると、こうなっちゃうわけだ。これは自己満足だ。

じゃあ、幸田町の減免制度はどうなっておりますか。低所得者層を中心にした減免制度は幸田町にはないですよね。法定減免と言われる2割・5割・7割、こういう法定減免以外に、低所得者減免というものを実施をされておらないわけだ。

先ほどの答弁の中にもございましたように、所得の分布と、こういうことでいけば、無所得から200万円、200万円が35.2%です。さらに遡っていけば、無所得から300万円が56.8%、過半数を占めとる。こういう人たち、さらに200万円以下の人にも所得がありと言ってやってきたときに、所得が減ったか減らないということじゃなくて、もう恒常的に低収入の世帯というのは現にある。

先ほどあなたも言われたように、勤労者でない人には、基礎控除分の33万円を引いた残りが収入ありと、所得ありと、そこに課税をしますからという点でいきますと、例えば33万円からちょっと10万円出た、5万円出ても、増税対象になる。そういう低所得者に対して減免制度はなぜ持たないのか。

収入が前年に対して減ったと、こういう関係でいけば、幸田町も減免は持っている。

しかし、県下の状況でいきますと、17の市町村が恒常的にもう所得が低いと。低い人に所得ありと言って課税するのは、余りにも悪代官じゃないかということで、減免制度を設けておるところは、先ほど申し上げたように、県下で17の市町村がある。その状況の中で、幸田町がそういう減免制度を持たないことについて、これはやっぱりまずいと、こういう感覚が出てくると思うんですよ。

そうした点で、低所得者を中心にした減免制度を設けるかどうか、これは町長の答弁 がいただきたい。

- ○議長(鈴木三津男君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 厳しい財政状況の中の医療費に対して、保険税率の引き上げ、やむを得ない状況ということでお願いをしております。23年度については、5,000万円の一般会計からの繰り入れをして何とかお願いをしようという形でおるわけでありますけれども、今、減免制度の問題につきましては、慎重によく検討をさせていただいて、国・県のいろんな状況下、それから県の中の各市町村の状況もよく踏まえまして、よく検討させていただきます。
- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 即答を求めて即答されるのが一番いいわけですけれども、慎重に検 討ということで先送りをされた。

そうしたことで、私は従来から行政側が「検討」という言葉、あるいは「善処」という言葉はどういうときに使うのか。それは役所言葉にございますよね。「善処3年、検討10年」、善処すると言って、答えが出るまで3年かかる。検討すると言ってから結論を出すまで10年かける。そんなもの、いつかは皆さん逝っちゃうわな、大変なときに。

こういったときに、慎重に検討、そのことは私は否定はしません。否定はしませんけれども、じゃあその検討は、いつの時点でその検討結果を明らかにするのか、この点は きちっとしていただきたい。

- ○議長(鈴木三津男君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 先ほど申し上げたように、県下の状況をいろいろと踏まえましてよく検討させていただくということでございますので、あと、伊藤議員がおっしゃった3年何とかとおっしゃいましたけれども、よく検討させていただきます。よろしくお願いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 何年とまでは、10年と言わんけれども、2年か3年かと、そんな レベルの話じゃないですよね。いわゆる、年度の中でどう実施をするかと、こういうの が前提の条件です。

したがって、23年度中に低所得者を中心にした減免制度、これは充実をしていくというのを、これは私の内容も含めて、質問の趣旨がそうだと。したがって、あなたも県下の状況もよく調べたいと、それはお説のとおりだ。そうしたときの結論の出し方としては、年度内だろうなと、年度内の早い時期であろうなということを申し上げて、次に移りますが、そうしたときに幸田町は、先ほど申し上げたように、低所得者、いわゆる

恒常的に低所得者を減免する制度はない。しかし、収入が前年に対して大きく落ち込んだ場合は減免しましょうと、こういう制度はございます。その基準というのは、前年所得が300万円以下の人が2分の1以上前年よりも収入が減ったら減免しましょうよと。2分の1以下だと。極めて過酷ですよね。

私はそうした点でいけば、現在の減免制度、先ほど申し上げた恒常的な低所得者を含めて、前年に対して収入が大きく落ち込んだ。それは、今、トヨタが1兆円利益を確保する。新興国に進出をして利益を上げようと。大企業は、今、どんどんどんどんに必定した。 にえ太っとる中で、下請や中小業者がどんどんどんどんいじめられて、単価たたきをやられてきている。

そういう中で収入が大きく落ち込んで、しかも今まで400万円あった人が200万円に落ち込んでも対象外ですわ。300万円以下の収入が150万円以下になったら救済しましょうよと、減免対象にしましょうよという点からいけば、これもあわせて今の減免制度をどうするのかということを私はやっていかないとならんだろうと。

そういうこととあわせて、いわゆる法定減免と言われる2割・5割・7割、こういう 法定減免を実施をした場合、これにかわる財源の手だてというのは国から出てきますよ ね。その点を確認していきたい。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 減免につきまして、低所得者減免、所得激減につきまして は、前年所得300万円以下の方の場合に、法定減免に該当しなければ軽減すると、こ うなっておるわけです。

低所得者につきましても、実は本町の場合、世帯主と被保険者がすべて町民税が非課税の方については、均等割等の2割軽減は行っております。こちらは、21年度では28世帯で40万円ほどの減免をやっておるわけであります。

収入激減の減免のあり方、こちらにつきましても、先ほど町長から減免のあり方について検討すると、こういうことでございましたので、減免制度は、せっかくの機会でございますので、全般的に現行水準がどんなものか検討・研究はしてみたいというふうに思っております。

それから、7割・5割・2割につきましては、これは基盤安定制度の中で、国・県の 負担がいただけます。さらに、非自発的失業者、こちらについても国の補助が、その減 免分については国の補助というか、負担があると、こういうふうになっております。

非自発的失業者につきましては、本年、52件が該当しております。

- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 恒常的な低所得者にかかわる減免は、世帯が構成されておれば、世帯全員が非課税だよと。極めて低いですよね。そういうレベルの低所得者がどうのこうのじゃないんですわ。

非課税よりもちびっと出とると、ちびっと出たからと言って、200万円以下ですよ、 所得は。収入は。そういう人たちに対して減免をする、そういう施策が県下では17の 市町村が実施をされておる。幸田町はいまだ手が届いておりませんから、町長は検討す るということですので、そういう町長の検討をできるだけバリアを張って一歩でも踏み 出さないような、そんな悪知恵を働かすなや。

ということとあわせて、こうした中で今問題になっているのは、短期証、1カ月から6カ月までありますかな。この短期証を幸田町の場合、滞納の状況を見てとめ置いておると、こういう件数は何件ありますか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 減免のあり方については、素直な気持ちで検討をさせていただきたいと思います。

それから、短期証をとめ置いておるという御指摘でございますけれども、短期証というか、通常の保険証を交付をせずに短期証に切りかえるということで、まだその短期証の更新に来られない方は少なからずおられるかと思いますが、申しわけございません、現時点ではその件数は把握しておりません。

- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 年度でいきますと2010年、この年度で換算しますと、滞納世帯数が600、そのうちこういう、あなたの言う、短期証に切りかえるけれども、保険証を持ってこいと、交換して通常の保険証から短期証に切りかえると、取りかえるからとめ置いておる。これはとめ置きと言うんですよね。こういうことも含めて、それ以外の問題もあります。幸田町の場合は147件ある。

こういう点から言って、結局、命と金をはかりにかけると、こういうのは私はまずいと思うんです。なぜ取りに行けないのか。行けば、必ず納めよ、納めよと、わーわーわーやの口で言われるから、どうしても保険証が必要でなければ、わざわざ足を運ばないという状況が心理として働くのは当たり前でしょう。

そうしたときに、私はとめ置きをすると、こういうことじゃなくて、それはそれで、 あなた納めていないから短期証に切りかえますと。短期証を送るから、今持っておられ るものは返送してくださいというような形も含めてやっていかないと、私はこういうも のがどんどん拡大をしていくと、そういう懸念を持つわけであります。そうした点で、 今後の扱いとしては、私はやっていかなければならない施策の一つであろうということ であります。

それと、もう一つは、滞納世帯がどんどんどんどんぶえてくる。そして、昨日の答弁にもございましたように、6,000万円の増税をかければ滞納がふえてくる。滞納がふえるというのは、滞納額と滞納世帯、滞納する人の人数がふえてくるであろうと。こうしたときに過酷な取り立てをするという方向に、今、幸田町が向かおうとしておる。家・屋敷があっても滞納しとるなら、ぜいたくだと。借家住まいして、自分の家・屋敷を処分するようなことを行政が求めて、借家に行っても、借家代の家賃が払えんから、家賃が払えなかったら、借家を出されて路上生活者、ホームレスになるよと。こんなことが公然と議会の中で言われるということ自身、まさに深刻な状況が国保加入者世帯の中を覆い尽くしてきていると。こういう中で、滞納者へのペナルティーの問題、きのう、参議院の予算委員会の中でも言われましたけれども、結局、滞納して、分納していると。分納した場合、過去の滞納分はどう扱いますか、どう扱っておりますか、答弁いただきたい。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、1点目の短期証の取り扱いについてであります。

短期証は、資格者証ともども保険者に与えられた収納率を高めていく、滞納者を減らす、そういう有効な手段の一つでもございます。おっしゃられるような過酷な、高利貸しの取り立て屋のようなあくどいことは私どもは想定はしとらんわけですが、ちゃんと納税相談に応じて、それできっちり将来の納付に結びつけていく、そういうためには必要であるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、ちょっと言われた、滞納者に対することにつきましては、ちょっと内容をよく承知をしておりませんので、またよく検討はしてみたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) きのう、国会で議論されたのは、分納をしていると、役所と相談して分納でお願いしますよと言って、役所のほうが目を皿のようにして見てたら、生命保険に入っていると。生命保険に入っている。その人はすい臓がんで治療中と。だけれども、その収入を見込んで、滞納分を一括納付せよと言って納付を迫って、結局、その患者は医療にかかれずに死んでしまったわけです。そういう過酷な取り立てがいいかどうか。現に分納してきちっきちっとやっておるのに、一時的な収入があって、それが医療や生活を支えていくわずかばかりの収入なのに、収入があったからと言って、全部召し上げて、結果的に死に追いやっちゃったと。こういう過酷な取り立てが現にある。そうしたときに、今部長の言われたように、取り立てをする、あくどいことはやらんよということをきちっと私は対処すべき内容だということを申し上げておきます。
- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 税の徴収を行っております税務課ともよく相談をして対処 してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時58分

○議長(鈴木三津男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第20号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 後期高齢者の加入者数と特別徴収、普通徴収については、資料を 出していただきました。

加入者数が年々ふえてきている実態でありますけれども、この普通徴収については減ってきているわけでありますけれども、この要因というのはどういうことなのか、お尋ねします。

それから、今、後期高齢者の負担がやはり高齢者にとって負担が大きくなってきてい

るということからも、滞納がふえてきておりまして、そしてその滞納することによって、 短期者証の発行が実施されてきた年よりも年々ふえてきているという実態が県下の中で も出てきているわけでありますけれども、この幸田町の実態として、実際、どのように なっているのか、お尋ねします。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 特徴・普徴の関係で見てまいりますと、本年2月末日現在が普通徴収747人で、予算上では707人ということで見ておるということで、減っております。特別に要因があるとか、そういうことじゃなくて、予算上の見積もりがこうだということで御理解いただけたらというふうに思います。

基本は、18万円以上の年金がある方については、原則、特別徴収でございます。普通徴収に変われる要因としては、口座振替の届けと一緒に普通徴収も選択できるということでありますけれども、特別徴収が原則でありますので、こういうことでございます。それと、短期証の状況でございますが、3カ月の方が5人、6カ月が1人、合計6名を短期証でやっております。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この普通徴収は、先ほども言われましたように、18万円未満の 方の年金ということでありますが、この18万円、特に月にして1万5,000円以上 の年金の方たちは、要するに年金から天引きということでありますが、この年金から天 引きされるのが高齢者の場合は、この後期高齢者分は何番目に年金から徴収をされてい るのかということですよね。介護保険料、それから後期高齢者ということですよね。そ うすると、年金が残らない実態が出てくるということになりませんか。

そういうことからすれば、18万円以下の方たちが707人ということですよね、試算では。この707人、年金が18万円以下、天引きできない世帯ですよね。ところが、そういうとりわけ普通徴収の方から滞納がふえてきていると。最初の2年目は3人でしたよね。それが倍に6人になってきたと、こういう県下の後期高齢者医療連合の発表からも明らかになってきているわけでありまして、この短期者証は自治体の窓口でどうするかということを決めるわけでございますけれども、幸田町のこの6人の短期者証の発行をどのようにして基準を設けて発行されているのかということでございます。

やはり、短期者証ということからすれば、3カ月に1回、あるいは6カ月に1回、窓口に来なくちゃいけないと、そして発行してもらわなくちゃいけない、分納に応じなくちゃいけないと、こういう特に生活にかかわる部分で、とても年金では生活ができないという、そういう人たちからも保険料を分捕っていく、こういう制度になっているわけですから、とりわけまず食べることされもままならないという、こういうことへ追いやってしまうという、そういう実態があるわけですから、そして病気になったら、今度は保険証がなくてかかれないと、こんな悲しいことがないようにするためにも、この短期者証の発行を、やはり本来発行すべきでなく、すべての人たちに保険者証は発行すべきではないかと思うわけでありますが、低所得、特に高齢者から、こうして納めなければならない事態があるわけですから、そのような窓口の対応というのはどのようになっているのか、お尋ねします。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、1点目の年金天引きの関係であります。

議員御指摘のように、月額1万5,000円以上の方については、年金から天引きをさせていただいておりまして、これについては、介護保険料と合算をいたしまして、それが年金額の2分の1以上になる場合には、これは年金天引きは行わず普通徴収になると、これが制度の基本であります。

そういうことで、18万円という年金額、非常に少額ではあるわけでありますけれど も、制度がそういうことでございますので、よろしくお願いしたいということでありま す。

また、短期証につきましては、私どももできればこんなものというか、短期証を発行せずに通常の証でいければ、それが一番いいわけでございますが、ただそれに至るまでの経過といたしましては、現年度分のみの滞納ではなくて、前年度分にも滞納があると、さらにプロセスとすれば、納付相談に応じていただいて納付誓約を履行していただく、そういうプロセスを踏んでいただいております。

そういう納付相談にも応じない、納付誓約、あるいは分納の誓約をされてそれが履行されないということになってきますと、これは常習的滞納者になっていくわけでございまして、こういう方をそのままにしておくということは、ほかの被保険者とのバランスの問題、不公平感が当然出てまいります。したがいまして、それはやむを得ない措置かと思います。

また、この後期高齢者医療制度には、実は若年世代、健康保険組合の現役世代からの 支援金が高齢者の方たちが負担をされる保険料以上に支援金のほうが多いわけでありま す。そういう方々からの多くの負担で運営がされている制度でもありますので、これは やっぱり納付が不履行な、そういう悪質度の高いような方には短期証は、これは出して いくのはやむを得ないと、そのように思っております。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この後期高齢者医療制度というのは、そもそも75歳以上の高齢者の医療を制限する、そしてすべての高齢者から保険料を取り立てると、こういうことで、非常にうば捨て山制度ではないかというような批判が国民の間から沸き起こって、民主党政権はこれを廃止をするという方向で公約として掲げてやってきたわけですよね。ところが、これを即廃止ということではなくて、4年後に先送りをし、そしてなおかつ今度は国保法の改正で、そしてまた新たなこの後期高齢者医療制度を今度は別仕立ての広域の国保制度にまた取り込んでいくと。こういうふうに紆余曲折をしながら、そしてどこに落ちつくかわからないわけですけれども、まだ確定していないものですから。しかし、この制度そのものが今まで扶養者として保険料を払わなくてもよかったお年寄りの人たちが、今度はすべての人が払わなければならなくなってきたと。こういう制度に変わって、しかもわずかの年金からも天引きをするという、こういう大変な制度になってきたわけですよね。

ですから、制度は制度としてこういうふうになってきているから仕方がないよということではなくて、この短期者証の発行について言えば、自治体の裁量に任されていると、

こういうふうになっているわけですよね。

ですから、その裁量として、やはり年をとっても安心して医療が受けられるようにしていくためにも、すべての人に保険証を発行するという、こういうスタンスに立てないかということでありますけれども、どうなんでしょうか。

悪質な滞納者ということで切って捨てるのではなくて、なぜ納められないのかと。そもそも、この納められない人に納めよというのが無理な話で、やっぱりそういうところで救っていく、温かい目できちっと対応していくという、こういう対応が必要ではないかというふうに思うわけであります。

ですから、その点で、この短期保険者証について言えば、自治体の裁量で発行が可能 かどうか判断できるということになりますので、短期者証を発行しなくても実際運用が できるのかどうか、その点を確認のためにお尋ねしたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) この後期高齢者医療につきましては、この高齢者にも応分 の負担をお願いをしていかなければ、将来、持続可能な制度として、従来の老人保健医 療制度がもう破綻をしてしまうと、そういうことからつくられてきた制度でありまして、 従来なかった保険料負担が後期高齢者医療ではできてきたということであります。

この行き先については、本当に紆余曲折をしておりますので、どうなっていくかわからないわけでございますけれども、やはり昔のように高齢者は給付だけ受けて、負担はすべて現役世代だということには、もう社会的にはなりかねん、それでは成り立たないんじゃないかなという感じは持っております。

短期保険証につきましても、本当に実は、これは交付は私どもの窓口で交付をしておりますので、出さないでおくということも不可能ではございません。ございませんが、やはりこの不公平感、現役世代から見て不公平感があってはなりません。被用者保険の方々は、給料をもらったときにもう既に引かれております。それから、国民健康保険でも、支援分ということで上乗せをして負担をいただいております。そういう支援金も入っておりますので、そういう方々とのバランスもございますので、短期証を交付をしないということは、かえってマイナス面のほうが多いかと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 今の説明を聞いておりますと、高齢者と現役世代・若年世代、こういう保険者間の争いを容認をするという、そういう不公平感という形の中で競わせる、争わせる、そういうような答弁になってきているわけですけれども、やはりお互いの国民同士をそういうお互いにいたわりではなくて、納めないが悪いと、こういうふうに悪者扱いしてしまって、そしてそれが短期者証ということで、医療にかかれないようにしてしまうと。こういう今の循環を断ち切らなければ、だれでも安心して医療が受けられる、こういう仕組みにしていかなければ、年も安心してとれんというふうになりませんか。

それで、確認したいのは、とにかくこの短期者証というものの発行は、特別徴収は有 も無もなく年金から天引きですので、これは滞納にはなり得ないわけですが、要するに 普通徴収、18万円以下の年金をもらっている人たちから納めてもらうところに滞納が 発生するわけですから、もうこれは聞かなくても、本当にこの自分の収入、年金がほとんどない人たちからも取り立てる医療制度ですよね。

だから、そういう人たちが滞納をして、なおかつ今度は保険証がなくて病院にもかかれない、こういう実態をつくり出すのかと、制度としてつくり出すのかということなんですね。

ですから、この窓口で短期保険者証を発行しなくてもいい、自治体の判断と言うならば、短期保険者証を発行しないでも安心して医療がかかれるようにすべきではないかということをお尋ねしておるわけでございますので、保険者間を争わせるような、そういう冷たい政治がまかり通るようなことにならないようにすべきではないかということでありますので、お尋ねします。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) この私の口下手で、保険者間を争わせるような、そんなような関係に受けとめられるような説明をしたということで、申しわけありませんが、そういう意図ではなくて、事実として支援金の負担が始まった以降、各健康保険組合、政管健保等は、財政状況が急速に悪化をしておると、こういう現実もございますので、そういう中で御負担をいただいておるものだということを申し上げたかったということでございます。

短期証につきましては、別に医療そのものを抑制をするわけではございません。医療につきましては、病気になったときには、同じようにその短期保険証を持ってお医者さんに行っていただければいいわけでございまして、ただ保険証の期間が3カ月もしくは6カ月だということでありまして、私どもはそれは少しでも納付率が向上するための手段の一つとして、本当に悪質な方には交付はやむを得ないということでございますので、そこのところにつきましては、私どもも今後もそのように対応していきたいと思っております。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この 6 人の短期保険者証の発行とは、滞納による保険証の制限発行ということになるわけでありますけれども、そこでこの短期保険者証を発行する 3 カ月・6 カ月の基準と、それから現在の普通徴収における滞納繰越分のそれがどれぐらい今の割合で占めているか、この予算の中で説明がいただきたい。
- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、3カ月・6カ月の基準ということでございますけれ ども、明確な基準はございません。3カ月にするというのも、明確な基準はないという のが現状です。これは、いろいろ折衝しておる過程で、その相手方の対応次第で3カ月 ないし6カ月ということになろうかと思います。

それで、滞納繰り越しの金額でございますけれども、申しわけありません。今、手元にはちょっと資料の持ち合わせがございませんので、よろしくお願いをします。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 特別委員会に譲りますが、それでもこの3カ月・6カ月の発行の 基準がないということならば、相手によって、あんたは3カ月、相手によって、あんた

は6カ月と、こういうふうに人それぞれによって対応するのは、これは問題ではないか と。

ですから、やはり自治体の判断でこの短期保険証の発行ができるとするならば、例えば発行しなくてもいいというふうになるわけです。ですから、発行しなくてもいい町政を進めるべきではないかということと、それから短期者証を発行しないと連合のほうからペナルティーがあるかどうか、それを最後にお尋ねしたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 発行しなくても特にペナルティーはないかというふうに思っております。

先ほどのお尋ねの件で、滞納繰り越しの関係であります。平成21年度分の普通徴収での収入未済金が126万3,000円ございました。過年度分の未済金が36万4,00円でございましたので、よろしくお願いします。

○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) この後期高齢者医療制度、この医療制度とはそもそもどういうものかというものの認識を一致させたいなという思いで質問をするものですが、一致はせんだろうと思います。一致はせんけれども、この制度の持つそもそもの根幹的な考え方だけはきちっと私は押さえていただきたい。

つまり、後期高齢者、75歳以上を後期高齢者と言います。75歳を過ぎたら負い先短いから、早く行くべきところに行ってくれと、医療は、必要にして十分な医療はぜいたくだと、粗末な医療でいいよと、そのためにつくってきたのが75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度、こういうことだと思うんです。そういう点で、まず間違いがないかどうか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) まず、この後期高齢者医療制度、実はこれに至る前は老人保健制度でございました。老人保健制度は、70歳以上を当初の対象としておったものを後期高齢者医療制度を創設する前段階として老人保健加入医療の対象年齢を1歳ずつ引き上げていって、結果、この75歳になったときに後期高齢者医療制度がつくられるという点でございます。

特に、議員がおっしゃられるように、この制度というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり増数する高齢者医療費に対して、やはり高齢者にも何がしかの負担を求める必要があるんではないかということで、保険料の負担を求める考え方がつくられましたし、また設立当初においては、ちょっと議員の意見にもありましたけれども、粗末な医療というのが当たるかどうかわかりませんけれども、設立当初は後期高齢者用の診療報酬もあったと、こういうことで、これは後期高齢者の医療の実態に即したものということで、別に粗悪にするとか、安くするというだけが目的ではなかったかと思いますが、そういうふうに体系が分かれておったということは、これは事実であろうかというふうに思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 若干、歴史を振り返られたわけですが、さらに歴史を振り返れば、 70歳以上になったら医療保険を別建てにしなくても、70歳になったら医療費は無料 ですよと言って国の制度としてあったわけでしょう。

これは、各地に自治体が全国に広がる中で、東京や名古屋、あるいはもっと行けば岩手県の沢内村というところから発生しとるわけですけれども、国の制度として、70歳を過ぎたら医療費は無料ですよと。長年、国の発展のために、家族を守っていくために、地域発展のために、その労苦に報いるのが国の政治の施策ですよと言って、70歳以上はみんな医療費無料化になってきたわけですよ。

それをへ理屈・は理屈つけて、1割負担だとか、あるいは定率負担だとかと言って風穴をちょこちょこちょこあけていく中で、日本が超高齢化社会に突入をしていく。 突入をしていくから、こんなことをやっとったら財政がもたんから、あんなものは早く 行くべきところへ行ってもらわなあかんと。それに十分な医療は、生きながらえさせる から、そんなことはどうもならんからと言って、75歳になったら、扶養者であった老 人も、高齢者も、全部引き上げさせて、新たにつくった後期高齢者医療制度に全部入れ ちゃった。それで、応分の負担をせよと、現役世代並みの所得があれば医療費の3割負 担だという形で、保険料を取った上に、さらに医療費の負担の割合も1割だ、3割だと 言って高齢者にむちを当てて、早く行け、早く行けと、行くべきところを間違うなよと、 こういう制度を進めてきたと。あなたの言われるとおりだと。表現の違いはありますよ。

しかし、内容的には、四の五の四の五の言わずに、75歳というラインを超えたら、必要にして十分な医療はせえへんよと、行くべきところへ行けよと、こういうことですが、そうした中で、この医療にかかわる関係、あなたも言われたように、医療をどういうふうにしていくのか、一般の人が同じ病気をした場合、必要な医療は月何回なんていう制限はないはずなんですよね。だけれども、75歳以上になりますと、その病気に従って医療が受けられるのは月1回だと。2回、3回やったら、今度は自己負担だと、全額な。こういうふうに制度がどんどんどんどん悪くなってきた。そして、この23年度ではまた新たに変えていこうと、こういう動きがあります。その内容はどういう内容ですか。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 議員がおっしゃられる回数制限があるというものについては、高齢者だけかどうか知りませんが、居宅管理指導ですとか、そういうような診療報酬の点数上、1カ月に1回しか認められないものがあるのは承知をしておりますが、それが一般の方々は回数制限がなくて、高齢者にはあるかどうか、そこら辺までは承知をしておりません。

それから、23年度改定の内容につきましても、申しわけございません、今、承知を しておりませんので、お答えをすることができません。

- ○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、医療の受ける制限はせえへんと。しかし、医者に支払われる診療報酬は、1回なら1回分だけと、それも単価は安くなっとる。1点10円という

のは一緒なんだ。これはだれでも一緒。1点10円だけれども、普通の人なら600点だと、だけれども300点で抑えちゃう。しかも、月に1回なら1回と、それ以上超えた場合は全部自己負担だという仕組みの中で運用されているのが後期高齢者医療制度にかかわる、医療にかかわる被保険者ですよね、加入者の。加入者の医療を受ける権利が大きく侵害されているという内容は、今、あなたの言われた内容で私はいいと思います。要は、今後、こういう制度改悪がどうされるかという点では承知されていないということですので、私はその内容については特別委員会の中でさらに踏み込んでいきたいということを申し上げて、終わります。

○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 資料は出していただきましたので、基本的なお考えを伺いたいと いうふうに思います。

今回、地域包括ケアの推進というものが掲げられているわけでありますけれども、どのように進められるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

この地域包括ケアという、この推進は、今まで施設介護からいよいよ在宅介護ということでシフトをかけてくると、こういう内容でございますけれども、この地域包括ケアを進めるための根幹をなす予算計上になっているかということでありますけれども、そのような対応で今回の予算計上がされたのかどうか、お尋ねします。

それから、今度、その次年度になりますと、要するに2011年度になりますと、今度は介護保険料の改定、3年に一度ですので、介護保険料の改定が考えられるわけですので、新年度予算の中でこれが対応されるということであります。その前段階としても、アンケートも実施をされているわけであります。そうしたもろもろの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 来年度以降の地域包括ケアの推進に係る予算の計上の内容 でございます。

まず、議員御指摘のように、平成24年から26年の第5期介護保険事業計画、こちらにおいて地域包括ケアの推進、この概念が取り入れられてまいります。それに、この23年度で終わります第4期介護保険事業計画の次には、否が応でもそれに対応するものでなければなりません。ということで、昨年12月に、まずその前段のための調査を行うためにアンケートの調査分析費、補正でお認めをいただきました。

今現在、約1,000名にアンケートを行っておりまして、92%ほど回収がされておりますので、間もなく分析ができるかと思います。

この一番問題になってくるのは、24から26の事業計画をどういうふうにしていくかということでございますけれども、こちらにつきましても現行の予算の中で対応をしていく、そういう考え方でございますので、よろしくお願いがしたいと思います。

また、この中では、当然、保険料の改定とか政策の体系等、いろいろ協議、御報告を申し上げることがあろうかと思います。私どもも議会とも十分に情報の報告を申し上げまして、町民の方々がよりよい介護が受けられるように努めてまいりたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 今現在、特別養護老人ホームへの入所を待っている人たちが非常にふえてきているという実態がある中で、それが施設介護から在宅介護へというふうに重点を置くことになれば、いよいよ在宅介護中心になってくれば、非常に家族負担というものがふえてくる。そういう中で、逆に今度はまた高齢化率が上がってくる中で、そうした希望者がふえてくる。これが介護の難民が生まれることにならないかという問題でございますが、そういうことで、国のほうでは施設から在宅へというシフトを持ってくるわけでありますけれども、住民の願いは、やはり施設をふやして待機者をなくしてと、こういうのが願いでございますけれども、町としては、こうした待機者の問題を、住民の願いにどうこたえていくのかということでありますけれども、この介護保険事業計画の中に盛り込むのには、やはりそうした幸田町の事業計画がきちっとなされていないと、幾らやっていてもこの住民の願いにこたえることができないというふうになりますので、そうした実態調査もきちっと調べながら、そしてじゃあ施設の実態がどうなっているのかという、そういうものも反映させていただきたいというふうに思うわけですけれども、それはどうかということでございます。

それから、地域支援事業が事業仕分けの対象となって、これがどうその後なってくる のかと、今度の予算の中ではどう反映されているのかということを伺いたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 介護保険施設へ入りたくても入れない方、かなりおられる、 そういう実態があるというのも承知をしております。

この待機者の問題につきましては、なかなかすぐには入れないよと、こういうのが一般的に伝わっておりまして、要介護認定がおりた段階で、将来の保険的な意味合いも含めて介護保険施設へ予約をされる、そういう方もかなりおります。それも、一つではなくて、複数予約をされておるという方がお見えなわけですが、この実態を正しく把握するには、最近、非常に難しくなっておるのが、私どもから出す情報も制限があるわけでございますけれども、施設のほうからも個人情報の保護の観点から、なかなかだれから予約がされておるか、そういうのがわからないというのがございます。

したがいまして、そういうものについては、施設の聞き取りでいけば、待機者、各施設に100人とか300人の待機者がおると、こういうことを言われましても、その実数がどれだけかというのがわからんというのがはっきりした現在の状況であります。これを何とかより実数に近い形で、それも緊急度が高いのかどうなのか、そういうことも必要かと思います。

それで、本当に緊急度の高い方がたくさんお見えだということであるとするならば、 これは介護保険料にもはね返っていくわけでありますけれども、施設整備の計画を医療 圏の計画の中に盛り込んでいただくような、そういうような働きかけも必要になってく る、そういうことも考えられるかなとは思っております。

いずれにしましても、より慎重な分析調査は行ってまいりたいと思っておりますので、 お願いしたいと思います。

また、地域支援事業の内容につきましては、仕分けとの関係で申されたわけでございますが、22年度とそのままの内容で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 先ほど言われました、医療圏の中で盛り込むと言われましたけれども、これは幸田町は南部医療圏の中に入っているわけですけれども、これが岡崎・幸田は離脱をして別にまたできるということも伺ったわけでありますけれども、そうしたそこでこの病床数をふやすことができるというふうにちょっと伺ったわけでありますが、これもこの医療圏の中での数の把握になるわけですが、実際、岡崎・幸田で医療圏が別の医療圏として認められるということならば、それが反映をされてくるということで考えてよろしいのかどうなのか、詳しく説明がいただきたい。
- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(伊澤伸一君) 岡崎・幸田が西三河南部医療圏から離脱と申されましたけれども、離脱ではなくて、正確には南部医療圏が西三河南部東と西三河南部西に分かれるということで、私どもが西三河南部東、方角ばっかりあって非常にわかりにくいですけれども、そういう医療圏で岡崎と幸田で構成をされるということであります。

この中で、今、議員がおっしゃられたことにつきましては、1次枚急、2次枚急等については、そういう病床については、圏域単位で整備計画が設定しやすくなるということで、ふやしやすくなるであろうというふうに言われております。

さらに、現在のこの分かれた、この4月からもう分かれるわけでありますけれども、 その中では、もう既に前の計画からの流れで、特別養護老人ホーム、そちらについては 整備枠が圏域の中にございませんので、今すぐにということは無理ですが、しかしなが らこれはニーズ調査等で、医療圏の計画の中に、まずはそちらのほうへ盛り込んでいく、 そういうことが必要になってくるわけであります。

したがいまして、ニーズ調査、それから私どもが計画を立てていく段階でいろいろ調整したりするところもあろうかと思いますけれども、本当に幸田町において整備が必要であるならば、私どもはその計画に盛り込むような努力をしていかなければならないと、そのように思っております。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 国のほうは、施設から在宅へというふうにシフトをしてくるわけでありますけれども、しかしやはり施設介護を望む人たちは圧倒的に多くなってきている中で、この特養の増設計画というものが、これはなかなか岡崎も少ない、幸田も枠がもういっぱいという中で、やはり整備を進めていかなければ、本当に入れないという実態がございますので、ぜひこの整備計画の中に実態を盛り込みながら計画を進めていっていただきたいというふうに思いますが、それは可能かということでございます。
- ○議長(鈴木三津男君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(伊澤伸一君) 可能か不可能かとおっしゃられれば、圏域において不足があれば幸田町につくるということは不可能ではないと思っております。

ただ、しかし幸田町にはこの3万7,000人のまちに二つの特別養護老人ホームがございます。これは県下でも非常に高い整備率でございますので、そこら辺、すべてが幸田町の方の利用で埋まる施設ではございませんので、そこら辺も保険料との関係、そこらを見きわめながら、幸田町において整備するのかどうかは、これはまた別の考え方で臨んでいかなければいけないかなと思っております。

○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案の質疑を行います。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 駅前土地区画整理事業についてお尋ねします。

この物件の移転計画が着々と進んでおって、既にもう来年の4月にはとても夢のある計画が描かれておりまして、2012年春に駅前複合施設オープン予定という、こういうチラシができてきている中で、これをもとにお尋ねしたいというふうに思うわけでありますけれども、この物件の移転計画についてどのように進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(鈴木富雄君) 幸田駅前の物件移転計画ということでございます。全体で物件は80件ございます。現在、平成22年度末を予定しますと、37件ほど物件移転をしてございます。37件で、平成23年度を予定しています、この予算計上してある件が13件でございます。類計で50件ほどということで、全体の62%という形になります。

ただ、事業費ベースでは、全体額52億3,000万円のうち建物移転が40億3,000万円ということで、全体の77%ということで、建物移転ですが、現在の進捗率、事業費ベースでは、23年度を含めますと17億9,000万円ということで、40%弱の進捗率ということでございます。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 補正予算で物件移転の繰越明許が上げられましたけれども、何か 駅前の解体の中で、業者にふぐあいが生じたということをちょっとお聞きをしたわけで ありますけれども、このふぐあいが起きた業者があるということは、この繰越明許にも 関係するのかということでありますけれども、これは全くそれとは関係なく進んでいる のかということであります。

それから、共同化ビル計画ということで進められておりますけれども、この共同化ビル計画の状況についてお尋ねします。

それから、この複合施設のオープンということで、これからの整備の進め方等がある わけですけれども、この大変夢のある駅前づくりということで進められているわけであ りますが、これが幸田らしさにつながるのかということであります。 何か、この幸田らしさ、風土・産業・暮らしの復建ということで、チラシはとても夢のあるまちづくりが描かれているわけでありますけれども、実際、これがもう来年の春にはオープンということにつながれば、あの区域の一帯がそのように生まれ変わるわけでありますが、そのように順調に進むのかということであります。

- ○議長(鈴木三津男君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(鈴木富雄君) 建物移転の解体工事のふぐあいということで、理解がしに くいんですが、現在、解体業者が実は幸田駅前において、某業者ですが、不法投棄とい うことで、今、営業停止ということになってございます。

ただ、その業者は繰越案件での業者ではございません。繰越案件は、ヤマザキフーズと鈴木回生堂さんの建物が現在繰り越しになっていますので、それについては3月中、もうヤマザキフーズは現在壊れています。それから、鈴木回生堂については、もう今週に着手する予定となってございます。

それと、共同化の事業ですが、これについては、幸田駅前の土地区画整理事業の事業 化をする際に、駅前においては社会資本の整備というか、区画整理事業については町が 行いますよと、後、商業の活性化については地元でやりましょうということで、それを 一体的に整備するということで、どうしても区画整理事業化に当たっては共同化ありき と、共同化が条件ということで、平成16年当時から話がされて、皆さん、地元の方が 協力をしていただいて、共同化事業は民間サイドでやりましょうということで、現にこ のチラシについても、「こうた夢まち舞台」という組合ですが、そこがチラシを発行さ れておるということで、町としては、当然、区画整理事業のグレードを高めるというこ とで支援をしていますが、現在、12名の方でそういう権利者があって計画づくりをさ れて、当面、Aブロックにおいて6店から10店舗ぐらいを計画しようということで、 チラシにもありましたように、1月29日にテナント募集の説明会をしたということで、 今、なかなか厳しい状況で、テナントが集まるかどうかということは、当然、地権者の 方は不安がいっぱいですが、テナント説明会には11名の方が集まったと。特に、三河 を中心にしたという店舗という、ちょっとこだわりを持っていますので、そういう方が いろいろ来て、今現在、協議中という形で、基本的には、チラシのとおり、来年春オー プンを目指して現在は進めているという状況でございます。

以上です。

- ○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 大変夢のあるヨーロッパ的な発想のまちづくりを取り入れたようなものが幸田らしさということで何か描かれているわけでありますけれども、やはり人が集う場所ということになれば、人が集まる場所にしていかないと、これは経営も成り立たないというふうに思います。

そういう点からすれば、この共同化ビル事業もそうでありますけれども、例えば公共 施設も駅前に住民が使いやすい、利用しやすいということからすれば、あの区域一帯に 公共施設をつくっていくという、そういう考え方はないのかということでございます。

いろんなところで見ておりますと、住民が交流をする交流センターとか、そういうボランティアセンターだったり、そういうものがやはりこの立地条件のいいところに併設

をされているというのが見受けられまして、人口の交流がされているということであります。

やはり、活性化のためにも、交流人口が多いということが活性化にもつながるし、また同時にこの商業地の利用も高まるというふうになりますので、そうしたのは町主導、公共施行でありながら、そういうものは全然計画の中には入っていないのか、見えてこないわけでありますが、これからの考え方の中でそうしたものは取り組む考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、この解体業者の不法投棄で営業停止ということでありますが、これが物件 移転計画に支障がないかということですけれども、その辺はいかがかと。

それから、こうした物件移転に当たって、不法投棄をする解体業者を使うという、そういう者をきちっと町として担当が管理できないという状況は問題ではなかろうかと思いますが、その辺はどうなっているのか、お尋ねします。

- ○議長(鈴木三津男君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(鈴木富雄君) 当然、駅前のにぎわいと交流のあるまちづくりということでは、公共施設が駅前にあるということでは非常に効果があるというふうに考えております。

ちなみに、議員言われますように、他市町においても、言われたような施設、例えば 窓口とか育児施設とかが駅前にあります。

ただ、現在において、駅前の区画整理事業 2.9 ヘクタールが 5 年間、やっと今、事業実施という中で、現時点ですぐという計画についてはなかなか難しいだろうというふうに思いますが、ただ将来的にというよりは、幸田の駅の橋上化と合わせて、そういう公共施設の配置は当然考えていくべきだというふうに思っていますし、幸田駅前の南側の町有地がございます。それについても、有効活用することが最善ではないかというふうに思っています。

今後、どのような施設をつくるかについては、その時点で考えていくということが必要かと思います。

それから、解体業者については、今、解体業者とはもちろん折衝できないんですが、 2件ほど契約が当初あった模様です、調べましたら。1件については、現実には別の業 者に頼んでいただいたという経過がありまして、もう1件については、まだ結論が出て いませんが、違う業者に頼んでいただくということで、今、事業を進めています。

解体業者が産廃で不法投棄ということで、状況が審査できないかということでございますが、そういう中身については、リサイクル法という届け出が出てきて、それでそのとおり当然やられるものというふうに町としては判断しているわけですが、今後、駅前においてはまだまだ半数近くの建物移転がございますので、そういう公共事業の補償対応ということでは、十分、業者の資格も含め、もちろん近隣の方にも迷惑をかけないような適正な業者ということを審査しながら、今後の処理についても担当で確認をしていきたいというふうに思います。

○議長(鈴木三津男君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

再開 午前11時08分

- ○議長(鈴木三津男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
 - 3番、大嶽 弘君の質疑を許します。
 - 3番、大嶽君。
- ○3番(大嶽 弘君) 駅前の再開発関係については、ただいま丸山議員のほうからの話も ございましたが、私のほうからは、現在、駅前がちょっとさま変わりしてまいりまして、 地元の人もさることながら、区外の人たちも、どういうふうだという話が時々出てまい ります。これからの状況についてとか途中経過について、一般の人たち、地元も含め、 さらに区長会等でもどういう進展状況か、どういう方向性かというものを示していただ ければと思いますが、そのあたりの方向づけについて説明をいただければと思います。
- ○議長(鈴木三津男君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(鈴木富雄君) 幸田駅前の土地区画整理事業におきましては、町の顔づくりということと、玄関口のまちづくりということで、町の主要事業にも当然なっているということで、現在、土地区画整理事業において非常に多額な事業投資をしておるということで、先月の「広報こうた」において、まず土地区画整理事業について宣伝をしたということでございます。

過去には、平成15年にも事業化になると同時に、広報でお知らせをしているという ことでございます。

今後も、引き続き事業等、転換する段階においては説明をしていきたいというふうに 思っています。

それと、共同化事業のほうの宣伝においても、23年度からいよいよ建設になるということですが、これにおいては、広報にも2月号にてお知らせをし、1月29日のテナント説明会ですか、募集の会については、ケーブルテレビで放映し、それから東海愛知新聞、岡崎経済新聞等も説明会に来ていただいて、掲載をしていただいておるということで、そういう工夫をしています。

さらに、共同化事業について、現地で見えるような宣伝ということで、共同化事業の来春オープンというような立て看板を、1畳ぐらいの看板ですが、それを3カ所ぐらいに設置して、ここにそういう共同ビルができるんですよということで、現場の方もわかるように設置をして、PRをしていきたいというふうに思っています。

○議長(鈴木三津男君) 3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

8番、山本隆一君の質疑を許します。

8番、山本君。

○8番(山本隆一君) 今回、大須賀町政の初めての23年度予算計上については、この厳 しい情勢の中で、町民の暮らしを守るため、試練であり、少しでも無駄のない予算とし て取り上げていただきました。ここにまだまだ改善点はあるかと思いますが、ただいま より質問いたしますことについて、お願いをいたします。

今回の集落排水維持管理につきまして、現在の状況については、日常の管理委託につきまして、各13カ所の人件費、これは労務のほうですが、それと時間はどのようになっておりますか、お願いします。

- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 御質問の日常管理につきましては、13地区のうち10カ所 を日常管理委託のほうをさせていただいております。

ほかの3地区については、幸田町直営という形でやっておりますが、地区別でいきますと、逆にないほうですけれども、坂崎・野場・山永井、こちらのほうが町というのか、 委託業者のほうで管理をしておるということでございます。

委託料の件につきましては、それぞれ委託をしておるところについては、月額1万9, 200円、年額23万400円という形でございます。

労務の時間につきましては、1カ月に8回、1回3時間ということでございます。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) その人員はどういうふうになっておりますか。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 人員といいますか、実際に作業をやっていただいている人数 ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、それぞれ各組合によって違いますけれども、1名でお願いしているところから、2名、あるいは処理施設に対する受益者全員がローテーションを組んでやっていただくという形で、あるいは大きな作業のときには区の役員さんですとか、そういう方が出てきていただくということでありますけれども、ただ委託料に関しましては、それとは関係なしに、1人1回1日ということでございますので、委託料に関しては同等でございます。

以上です。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) 1人1回1日ということですが、1日の人件費はどういうふうになっているんですか。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 時間800円でございますので、3時間で2,400円でご ざいます。
- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) それで、前年度までの件と、それから今年度の予算計上で工事の委託料が、昨年のこの予算でありますと2,400万円、ことしは1,640万円と、860万円の、今度、新しく町長が変わって、こういうふうに今年度は下がったのか、その点についてお伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 集落排水事業につきましては、保守点検については変更はご ざいません。ただ、機能強化に関する管理ですとか、施行管理ですとか、設計の部分が

減ったということでございます。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) それで、今回のここに資料を出していただきましたが、随意契約と 指名競争入札とのこの比較はどのように検討されておりますか、お伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 今の質問はちょっと外れておると思いますので、次の質問にして ください。

8番、山本君。

- ○8番(山本隆一君) この入札について、指名競争入札の業者は書いてありますけれども、 この指名するについて、3カ年でなければいけないということで指名をされておるかと 思いますが、この指名に対する入札がどのように行われているか、業者名をお願いいた します。
- ○議長(鈴木三津男君) 暫時休憩といたします。

 休憩
 午前
 時
 分

 再開
 午前
 時
 分

- ○議長(鈴木三津男君) 休憩を解きます。 休憩前に引き続き、会議を再開します。 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) 今回、この業者の基準が3カ年と随意契約でなっておりますが、これについて23年度もこういうやり方で行われますか、今後、こういうやり方でなしに、もう少し変えて行われるか、お伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 長期継続契約につきましては、要求資料最終ページにありますもののとおりでございますが、ただ本年度というのか、22年度で終了するものにつきましては、遠方監視業務並びに電気工作物の保安管理業務でございます。ほかのものにつきましては、あと23年度中まで長期継続契約が継続中でございます。新規に契約するものにつきましても、長期継続契約を行うという予定でございます。
- ○議長(鈴木三津男君) 暫時休憩をいたします。

 休憩
 午前
 時
 分

 再開
 午前
 時
 分

○議長(鈴木三津男君) 暫時休憩を解きます。

8番、山本隆一君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

8番、山本隆一君の質疑を許します。

8番、山本君。

○8番(山本隆一君) 下水道事業につきまして、事業計画と委託計画につきまして、今回 の公共下水の認可申請について、何件の申請があり、1件当たり幾らかということをお 伺いします。

- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 公共下水道認可図書の作成業務になりますけれども、こちらのほうはさきに市街化区域編入をされましたまちづくり里地区の下水道区域の拡大に関する委託業務でございます。

1カ所当たりというのは、今年度発注ということでございますので、業務に対しては予定価は非公表となっておりますので、差し控えたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) これの認可と図書作成の業務の委託がありますけれども、これらは 1件当たり幾らなのか、そういう計算がされておりますか、お伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 1件当たりと言うと、発注1件当たりということでございましょうか。

そうしましたら、それぞれ積算上では、公共下水道認可図書作成業務、都市計画決定 図書作成業務、それぞれで積算をしておりますけれども、それぞれの事業費につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) 今回、これに対する工事の入札は何社で指名競争で行われますか、 お伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) お問い合わせの件につきましては、入札行為のほうは財政課 のほうで担当しておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(鈴木三津男君) 総務部長。
- ○総務部長(新家道雄君) 一般的な話としては、500万円以上につきましては、8者という規定がございます。8者にするか9者にするかは、これまた事業所管の判断で、それ以上の業者をふやすこともあり得るということでございます。
- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) 今回、この下水道の地域は、都市計画内の中が下水事業が多いかと 思いますが、非常に地盤が柔軟で、そういう点について工事設計書ではそういう計算は して出されるかと思いますけれども、その事業が今後、この計算において大体いつごろ から始まるのか、お伺いします。
- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 私どもとしては、できるだけ早期発注をしたいわけですけれ ども、国においての23年度予算がまだ確定していないという状況でございます。

したがいまして、内示等の行為がなされないので、内示があってからということでしか今現在はちょっとお答えできませんが、少しおくれるような気もいたしております。

- ○議長(鈴木三津男君) 8番、山本君。
- ○8番(山本隆一君) それで、まだ設計の段階ということですけれども、工事が終わりま しても、現在、排水路については10センチぐらい移動しておるかね、そういうような

ことで、地盤が非常にやわらかいので、仮に先回ですと、ここを受けた業者が一部廃業をしてみえますが、そういう場合に補償とか、そういう問題が発生するかと思いますけれども、そういうような点については、先回、事業は終わっておるところについては、業者がなくなれば責任の問題があるかと思いますが、そういう点、考えてやってみえますかどうか、お伺いします。

- ○議長(鈴木三津男君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 宏君) 瑕疵担保の話かと思いますけれども、工事においては、一般 的には1年の瑕疵担保がございます。

ただ、議員言われたとおり、会社そのものがなくなってしまったという場合については、これは瑕疵担保の相手方がないということで、事故等がございましたら、町で対応せざるを得ない状況でございます。

以上です。

○議長(鈴木三津男君) 8番、山本隆一君の質疑は終わりました。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第3号議案から第11号議案の9件と第17議案から第25号議案の9件、合わせて18件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を3月23日までに取りまとめ、3月24日の本会議で報告をお願いします。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第3

○議長(鈴木三津男君) 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております第17号議案から第25号議案までの9件は、内容も 多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、 委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、平成23年度当初予算の9件は、議員15名を予算特別委員に選任し、付託 することに決定いたしました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互 選をお願いします。

委員長の互選は、3月11日午前9時より議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員である8番、山本隆一君にお願いいたします。

審議の結果は、3月23日までに取りまとめ、3月24日の本会議で報告を願います。 以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月11日金曜日午前9時から会議を再開しますので、よろしくお願いいた します。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 平成23年3月10日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 内田 等

議 員 丸 山 千代子